

## 地方行財政検討会議・第一分科会（第8回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年11月18日（木）17時00分～19時00分
- 2 場 所 総務省第省議室（中央合同庁舎第2号館7階）
- 3 出席者 鈴木総務副大臣、逢坂総務大臣政務官、岩崎美紀子 筑波大学教授、斎藤誠 東京大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、林知更 東京大学准教授、牧原出 東北大学教授、森貞述 前高浜市長、横尾俊彦 多久市長

### 4 概 要

- 冒頭、鈴木総務副大臣より挨拶があった。
- 資料「住民投票制度を制度化する際の論点」に基づいて、山崎住民制度課長から説明があった。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、自由討議）

- 住民投票の対象項目及び効果については、ある程度限定的なもので制度化をし、経過を見るべき。
- アメリカでは、長と議会の見解が衝突して解決がつかないという事態が生じたときには有権者に聞こうという形でレファレンダムの住民投票制度が出てきた。日本も、長と議会という二元代表制をとっているため、長と議会という2つの代表機関の対立を最終的に決着するために、住民投票制度というものを導入しなければならないということがあり得るのではないか。  
ただし、これは自治体の基本構造のあり方そのものに関する根本的な事柄であるため、制度の導入にあたっては、当面、住民の意見を聞いたほうがいいのかというケースがあるか、あるとすれば、どうやったらいいのかということで議論を進めてはどうか。
- 住民投票の対象項目について、現在も特に重要な公の施設については、廃止ないし独

占的な利用については、3分の2の特別多数決ということで議決に重みを持たせているため、公の施設で住民にとって関心が深いものについて検討対象にするということはある得るのではないか。

- 住民投票は諮問的な住民投票か、法的拘束力を与えるかという論点があるが、諮問的な住民投票であっても、住民の多数意見として事実上、政治的な力を持つてしまうということになるのではないか。したがって、むしろ住民投票制度を全体のプロセスの中にどう位置づけるかという観点が重要であり、法律によってある程度の枠組みを提示することには意味があるのではないか。
- 世界の大勢では、住民投票の効果は拘束的というのが多いと思われるが、それに至るまでの過程を住民が考えていくことが非常に重要ではないか。
- 住民投票というのは、最終的にはイエスかノーかという二者択一を聞くような形式で投票を求めるということになるが、なぜ賛成するのか、反対するのかということを経験する余地は、最終段階ではない。だからこそ、提案者側の理由説明などが手続としてあるなどの配慮が必要になるのではないか。
- ドイツの住民投票においては、住民への説明に関する規定が市町村法にあり、住民提案に当たっては説明をしなければならないこととされている。また、財政措置を伴うような住民投票に向けての住民提案であれば、このほか法律上はそういったコストをどうやって支弁するのかということについても説明することとされている。
- 発動要件について、地方自治体の自己決定ということがあるため、それが限定的な項目であれ、国が決めきるのはどうか。義務づけ、枠づけの見直しの議論との整合性というのも考える必要があるのではないか。
- 投票の効果が拘束的なものであれば、議決にかわる、あるいは自治体の決定にかわるものという位置づけにならざるを得ないのではないか。

- 住民投票の効果について、尊重義務を法律で規定することは、住民投票を行いうることが明らかとなり、今までの疑義を解消する意味がある一方、そもそも諮問的な住民投票であれば、自主条例でできるにもかかわらず、なぜそこに国が介入してくるのかというような議論がありうるので、その点についても検討事項になりうるのではないか。
- ドイツの住民投票制度は、住民投票の結果に3年間議会は拘束され、その間に変更しようとするれば、住民投票でその結果を覆さなければならないとされており、一方、提案側にも制限があり、一度否決された場合、その後1年は禁止されている。こうした具体的な制度設計については、弊害が生じないよう工夫が必要ではないか。
- 住民投票の対象事項として、いわゆる将来負担というのは住民にとって関心が高い問題だというふうに思われるため、検討してもよいのではないか。
- 対象事項に財政関係事項を含めるかどうかというのは、自治体の存立にかかわることであり、いままで国がコントロールしてきたものを、分権や自己決定という観点から住民自身がそれにかわって関わるべきではないかという議論であれば、対象になりえないとまではいえないのではないか。
- 国としての関与ではなくて、自治体内で住民投票による条例が正式なものになる前に、やはり議会や長に何らかの相談があってしかるべきという議論はありえるが、例えばドイツのように議会が拒否したものを住民が求めているのに、その適法性の審査を議会自身がやるというのは、手続として適正ではないという批判があることから、仮にこの手続を入れる場合であっても議論があることを踏まえる必要があるのではないか。